

## 令和4年度第2回清瀬市みどりの環境保全審議会（議事録）

[日 時] 令和5年1月13日（金） 15:00～16:30  
[場 所] 中清戸地域市民センター 2階 第2会議室  
[出席者] 清瀬市長，都市整備部長  
事務局3名 水と緑と公園課長、緑と公園係長、主事  
委 員8名

### [議事次第]

1. 市内における樹木等の伐採について
2. 緑地の公有地化について
3. 神山特別緑地保全地区について
4. 東京都緑地保全地域について
5. 緑地環境保全区域について
6. 生け垣助成について
7. その他

### [配布資料]

1. 次第
2. 資料1「委員名簿」
3. 資料2「市内における樹木等の伐採について」
4. 資料3「緑地の公有地化について」
5. 資料4「神山特別緑地保全地区について」
6. 資料5「東京都緑地保全地域について」
7. 資料6「緑地環境保全区域について」
8. 資料7「生け垣助成について」

事務局：はじめに、澁谷桂司市長よりご挨拶があります。

市 長：ご紹介いただきました清瀬市長の澁谷桂司です。ご存知の通り清瀬市はみどりが豊かであり、市内外で清瀬のみどりを愛する市民の皆さんが多くいらっしゃいます。みどりは生き物であり、その維持管理は非常に難しいこととございます。そのような中、委員の皆様には忌憚のないご意見を是非とも寄せいただきたいと思いますと思っております。

事務局：続きまして、委嘱状の交付につきましては、皆様のお手元に机上交付とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、自己紹介を簡単にお願いたします。

委員：(各委員 自己紹介)

事務局：続いて、事務局の職員の自己紹介をいたします。

事務局：(事務局 自己紹介)

事務局：それでは、澁谷市長並びに部長におかれましては、他に公務がございましたので、ここで退席をさせていただきます。

事務局：それでは資料の確認をいたします(種類と枚数)。不足はありませんか。

委員：全て揃っている。

事務局：問題無いようですので、次第に沿って進めさせていただきます。

事務局：会長・副会長の互選の方法はどのようになさいますでしょうか。

委員：互選ということなので推薦でいかがでしょうか。

事務局：どなたか会長の推薦をお願いいたします。

委員：福嶋委員は植生管理の専門家でいらっしゃいますし、これまで実績を積み重ねていらっしゃいますので、ぜひお願いしたく思います。

委員：異議なし。

事務局：委員、よろしいでしょうか。

会長：了承。

事務局：次に、副会長の推薦をお願いします。どなたか推薦をお願いいたします。

委員：清瀬の中で一番みどりに精通している団体である清瀬の自然を守る会で会長を務めている森田委員はいかがでしょうか？

事務局：今、委員という形で推薦ありました。皆さんよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

事務局：委員、よろしいでしょうか。

副会長：了承。

事務局：会長、副会長につきましては、席の移動をお願いいたします。

それでは、会長・副会長から就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

会長：(会長挨拶)

副会長：(副会長挨拶)

事務局：ありがとうございました。それではこれより、会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、会長よろしく申し上げます。

会 長：議題（１）市内における樹木等の伐採について、事務局より説明をお願いします。

事務局：市内における樹木等の伐採に関する令和４年度のこれまでの経過及びこれからの内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず１番目に、公園内の危険高木など伐採を実施した経緯といたしまして、清瀬市内にあります公園に大きくなりすぎてしまった高木・老木が多数ございました。公園利用者の安全確保のために、これらの樹木につきまして、令和４年６月２４日から令和４年１１月１０日にかけて、市内１０ヶ所、伐採につきましては８１本、強剪定につきましては、３本の実施をさせていただいております。公園の樹木等の伐採につきましては、計画的に実施しております。令和４年度、また来年度である令和５年度も、計画的に実施を予定しております。

次に２番目、けやき通りのケヤキ危険木等の伐採につきまして、こちらはけやき通りのうち、中清戸四丁目の清瀬市役所交差点付近から下清戸四丁目地内の大林組付近まで実施いたしました。こちらの件においても、街路樹で過度な高木や老木してしまった木を対象に、車道・歩道の安全確保を主眼におき、今年度は５２本の伐採等を実施しております。

続きまして３番目、野塩１丁目市有林の萌芽更新について申し上げます。こちら、具体的な場所といたしましては野塩１丁目八幡神社近くの市有林でございます。本件で実施している萌芽更新というのは、雑木林の若返りを目的として木の伐採等を行う作業のことを指しています。こちらについて、この令和４年度と令和５年度の２ヵ年にかけて実施を予定しております。令和４年度につきましては、市有林の南側にて本件の対象である６６本の伐採を１月上旬から実施しております。

最後に４番目、市内公園緑地におけるナラ枯れ被害に伴う樹木伐採についてです。こちらに関しては、カシノナガキクイムシによる被害で、枯れてしまった木の伐採を実施しております。また、この１月下旬に業者選定を行い、業者が決まり次第、３月２４日までの期間で、市内９ヶ所の公園及び緑地の伐採等を行う予定です。

会 長：いろんところで伐採が必要になっている様子だとわかる。

委 員：市内公園・緑地でナラ枯れ被害に遭った樹について、原因であるカシノナガキクイムシによって強いられた伐採９か所では何本実施したのか。

事務局：本数としましては５１本です。

会 長：５１本となると、何十万という金額になるが、これは致し方ない。それ

を見越しての伐採計画だとは思う。

けやき通りでの伐採作業について、危険木っていうのはどういう感じになっているのか。枝が張り出す等いろいろと考えられるとは思いますがどうなのか。

事務局：住宅が増えている場所で支障をきたしているような状況にあります。また、駅方面に沿って並ぶ樹を強剪定したところ、数年で元の状態に戻ってしまいました。この強剪定につきましても、費用がかかってしまっている現状がございます。この強剪定を繰り返すのか、状況を見て伐採するのかという2択で、今回は伐採をしました。

会長：強剪定で樹形を変化させてしまうのはあまり良いことではない。そもそもの話、8m毎に1本は植え過ぎである。植樹の間隔を十分に意識した対応を考えておかなければいけない。また、街路樹に対してどういう機能を期待しているのか、例えば日除けや防風など、いろんな役割がある。そのため、今後は目的に合致した樹種を検討する必要がある。

委員：けやき通りの伐採はまだ予定されているのか。

事務局：来年度に清瀬北口のロータリー付近から、広橋医院内科クリニック、坂上への交差点の付近でケヤキの伐採を検討しております。前提として、この区間において夏の季節にムクドリが大量にケヤキの方に住み着き、そこから生じる糞や鳴き声による被害が歩行者並びに近隣住民から報告されています。それらの是正が必要であるため、この区間での伐採をしております。

委員：緑の保全の話と思ったら最初から伐採の話になっている。その後にも補植されず、根っこがそのまま放置されている。きちんと計画を立てて大事に生かしてほしい。

会長：それぞれの樹が大事に育てられて大きくなっているものの、樹は大きくなると弱っていく。そのことに関しても、位置を意識しながら間隔をあけて一本一本を大事に育てていくということが必要になる。

副会長：この「間隔が近いから伐りました」っていうことではなくて、全体として考えていただきたい。

委員：植木屋さんに「見通しを想定した実施が必要になっている」と以前に聞いた。最初から樹形をきちっとするような剪定にお金を掛けると後で困ることにならない。それは安全に対する活動にもなる。つまり、いろんな木を切らなきゃいけないところに後から継ぎ足してお金をかけるのではなく、最初に植える時から先を見越して上手く育つように、安全がなされるような剪定をすることが大事になる。そのあたり

も含めて計画をたててほしい。

委員：けやき通りも当初は木がとても小さかった。それが何十年も経って今の状態になっている。

会長：難しいのは「けやき通り」という名称がついていること。そのため、ケヤキから全く違うものばかりにはできない。今後どういうふうに樹を生かしていくかが課題になる。

事務局：大きくなってきてかなり密植しているっていうのは認識しており、その検討を進める必要があります。また、清瀬市に限ったはなしではありませんが、伐採後に伐根していない状態にあるため、その点も計画的な実行が求められているのが現状です。

野塩の市有林については基本的には萌芽更新するという形で伐採を進めているため、ゆくゆくは現地を見に行く時間を審議会で取りたく存じます。

会長：以前、道東緑地の間伐をして、それがどういうふうに、成長していくかっていうのも杭やロープを使って一緒に作業した。その結果をふまえても、やはり適度に切ることは悪いことだけではなく、若返らせるという良い側面もある。

問題は「どういう切り方をするか」となる。それについてデータを示して、市民の人に「こういうふうになっており、今後の予定はこうしていく」という周知をしていきたい。

委員：ケヤき通りに関しては、過去の審議会でも大分議論を何年もしてきた。最近では剪定の仕方が余りにもみっともない、恥ずかしくなるような切り方をしていると感じずにはいられない。もう少し考えないと恥ずかしくなるような切り方を平気で工事の業者に頼んでいるっていうその感覚に疑問を感じる。

委員：都営住宅のバス停近くでも同じような作業がされているが、それは丁寧な印象を受けている。これに関しては住民でお金を出し合って依頼している。それと比べるとやっぱ悲しくなる。

委員：けやき通りに関しては審議会も含めてよく検討した方がいいと思う。「将来どういう方向に進んでいくのか」という計画が明確に定まった方がいい。皆さんが予算のある時に切る、極端に言えば行き当たりばったりになるのは仕方がない面があるのは理解するが、それだけではない計画的な考えを持った方がいいと思う。

会長：今あるものを今後どう管理するかという視点が必要になる。今のけやき通りで見られる「電柱に枝をちょっかつけた」みたいな格好になっているのは木に対して失礼といえる。残念ながらその木を伐採、あるいは剪

定する職人さんが木を一本一本大切にしておいて樹形を整えるセンスに乏しい人が多い。高所作業車で上から一気に切るため、今の状態になっているのではないかと。いわば、切りやすいところから切っており、結果として電柱に枝をつけたような状態になり、それをまた是としている印象に思える。

所有者や管理者に対してそういう問題提起が必要になる。植え替えを含め、けやき通りの次の世代をどうするのか考えなければならない。

委員：ケヤキの悪いところは落ち葉がたくさん落ちてくること、そしてその始末が大変であること。

会長：昔は落ち葉が堆肥として使われていた。しかし、今は堆肥が使われないため、結局邪魔者になっている。本数等をちゃんと管理されていれば、それも軽減できる。

枝にも同じことがいえるため、それも含めて今後審議会でも現場を見ながら話していきたい。

委員：けやき通りでそれほど毎年枝の強剪定をしてしまうのであれば、本当に何か樹種を変えて、お金がかからなくて美しいものを選んで、けやき通りだからシンボルになるケヤキを何本かきちんとされて本気でそれを頑張らなきゃいけないと思っただきたい。

会長：街路樹に関して言えば、「本当にこの場所に必要なのか」ということも考慮が必要になる。極端な例ではあるが、雑木林がすぐ近くにある場所に街路樹を植えて枝葉が密になり、結局、街路樹の方の枝をいっぱい落とさないといけないなどが起きうる。

話をまとめると、やはり将来に向けた管理の計画性、方向性を決める必要がある。

副会長：そのままに対応するだけではなくて、再利用できるものはしていくことも考えていただきたい。例えば桜がある通路とかカタクリの咲いている場所に簡単なベンチを置いてはどうか。丸太の上に板をひいてあるだけでもいいので再利用を考えていただきたい。「けやき通りで伐りました」等の表示があれば親しみも出る。

会長：既に間伐したところの幹に関しては、「必要な方は持って行ってください」という、そういう形で対応している。市でも発生材を使った鍋敷きを売るなど、いろんな形の取り組みを実施している。それと同じように野外でも利用できるようなものを考えてみたい。

会長：議題（２）緑地の公有地化について、事務局より説明をお願いします。

事務局：続いて、緑地の公有地化についてご説明いたします。

中里六丁目緑地は清瀬市役所より北側、マルエツ、スーパーの斜め向かいにある緑地帯であり、現在は清瀬市土地開発公社が所有しています。これを令和5年度に市で購入し、緑地化を進める予定です。

清瀬せせらぎ緑地は中里2丁目の中里緑地保全地域横に位置する緑地帯であり、都市計画緑地として認定しています。この緑地の周辺は既に地権者から購入しており、今回の購入によって、この清瀬せせらぎ緑地の公有地化が完了します。

会 長：緑地保全地域と緑地環境保全区域の違いについて説明してほしい。

事務局：前提として、市内には大きく三種類の緑地がございます。

最初に、特別緑地保全地区は都市計画法に基づくものであり、清瀬市内に神山特別緑地保全地区、道東特別緑地保全地区の2ヶ所があります。

次に、緑地保全地域は東京における自然の保護と回復に関する条例に基づくものであり、清瀬市内には中里緑地保全地域、御殿山緑地保全地域、松山緑地保全地域の3ヶ所があります。

そして、緑地環境保全区域は清瀬しみどりの環境をつくる条例に基づくものであり、これは清瀬市内に20ヶ所存在し、それぞれ地権者様が所有している緑地を、清瀬市が区域指定して地権者の方に維持管理をお願いしています。

この3種類が清瀬市内にある緑地帯であります。説明は以上です。

会 長：要点として、何かの指定をしていることは共通しているが、どういう指定をしているのかという違いがある。

つまり、守っていくというのは同じだが、根拠になる法・条例が異なる。

副会長：公有地化への動きはありがたい。

健全に緑地を保全するっていうのは並大抵ではなく、ただみどりがあればそれでいいかということではない。

下草刈りとか、枝の処理とか、そういう管理をやることによって、自然に生物が育っていく。

私たちも含めて市内の幾つかのグループがボランティアで活動していますけど、現在は会員の高齢化等の影響で人手が足りなくなっている。これから緑地をどう守っていくか、それを本気で考える必要がある。

委 員：昔の雑木林というのは7年に1回ぐらいは間伐して、また植栽をするというような使い方をしていた。伐った木は薪にするなど再利用しており、落ち葉を堆肥化するというような形の循環型がかなりうまくって

いた。

それをふまえると、公有地化そのものはとても良いことである。

しかし、「公有地化してそのまま」という状態にしてしまうと、異常の発見が遅くなってナラ枯れ等の問題が起こる可能性が高い。

これからは計画性をかなり持って、長いスパンで考える時期に来ている。

会 長：こういった計画は市の当局だけでできる仕事ではない。この審議会でもやはり現場を見て「こういうふうな感じがいいのではないか」というそういう意見をまた述べるような機会を作って欲しい。

次回は現地視察を予定に入れて、「どういうふうにしていくか」「これくらいの木は切った方がいいのではないか」、或いは「ここにはもう少し植えたほうがいいのではないか」「それから計画をどうするか」といったことを話し合って検討していきたい。

会 長：続けて神山特別緑地について説明をお願いします。

事務局：神山特別緑地保全地区についてご説明いたします。

都市計画道路予定地の伐採を令和 5 年度に実施する予定で、その南北にあたる部分は既に清瀬市で所有しています。また、その他の部分は民地であり、地権者が 2 名います。この民地の部分に道路が通った後は約 2500 平米ほどの残地が発生するため、ここも将来的に地権者の方から購入をさせていただいて、公有地化も図っていく必要のある緑地帯です。

委 員：具体的な場所を知りたい。

事務局：中清戸 3 丁目の神山公園、児童センター（ころぼっくる）から、新座側に向かって、カペナウムや清瀬第 5 中学校に面した場所にございます。

委 員：道路予定地はどうしても伐採しなければならないのか。

事務局：都市計画道路がかかっており、その民地の部分について既に東京都と地権者で売り買いの契約をしております。

契約後は地権者がこの道路部分を伐採しなければなりません。

それに伴いまして、清瀬市が所有している部分につきましても、令和 5 年度にあわせて伐採を予定しております。

会 長：今後切った後、道路ができると周辺の方が荒れる。その辺をどうやってケアするかっていうのは一つ課題になる。

できれば、この民有地をなるべく早く購入して、一つの大きな森林の団地として、確保するような方向性もぜひ検討してほしい。



清瀬市のみどりはどんどん減ることはあっても増えることはないため、いかに管理をしていくか考えなければならない。

委員：緑地を考えるにあたって公園の整備・管理も気に留める必要があると思う。現時点で清瀬市内に公園はいくつあるのか

事務局：公園、市が管理している公園は大まかに 140 か所ございます。

会長：続きまして御殿山緑地の件について話を進めたいと思います。

事務局：御殿山緑地について説明いたします。

この緑地は清瀬第 8 小学校から見てケヤキ通りを挟んで南側の部分にあり、東京都の緑地保全地域に指定されています。また、隣地にあたる部分が緑地環境保全区域、つまり民有地です。

万が一、この地権者の方が当該地の売却を希望し、緑地環境保全区域を指定解除した場合、こちらは宅地造成することが可能な土地になります。

ここは周囲が緑地に囲まれているため、仮に宅地造成すると緑地帯が一部欠けた状態になることが想定されます。

会長：緑の団地として確保するべく、こちらにも積極的に購入を検討して、将来の緑地保全に繋げてほしい。

会長：それでは緑地環境保全区域について説明をお願いします。

事務局：緑地環境保全区域について説明いたします。

今回議題に上げた土地は緑地環境保全区域であり、その下にある場所は旭が丘市有林として市が維持管理をしております。

この旭が丘市有林はかつて緑地環境保全区域であり、指定解除の後に地権者から市に所有権が移りました。

この 2 か所について、仮に道路に面した緑地が宅地開発された場合、旭が丘市有林までたどり着く道がございません。

現状は一連の緑地帯なので、間を通らせていただいて、旭が丘市有林に入ることができている。ただ、こういった一連で管理した方が望ましいような緑地帯も清瀬市内に多数あるため、今回お示しさせていただきました。

委員：ここを寄付してもらえれば理想的ではある。

事務局：おっしゃる通り、当該の緑地環境保全区域を寄付していただければいいとは私も思います。そこで、地権者の方には 2 度ほどお会いして提案いたしました。ただ、結論から言うとお断りをされています。

簡潔に言うと、「この場所は道路づけがいいから」とのことでした。

会 長：現実には起きうる問題として、相続発生した時には急ぐ必要がある。そのため、寄付だけではなくて公有地化を検討しておく必要がある。

委 員：ここは崖線になっていて植生がかなり豊かとかそういう感じ。他のところにはないような植生をしている。

事務局：補足をさせていただきますと、今回議題に上げた土地の左側に農地があります。そこも含めて公有地化するのが本当はベストです。当然、その畑が転用されて住宅が建った際に、いくら当該の緑地環境保全区域で公有地化を進めたとしたとしても、管理のしやすさに差が出る見込みです。

会 長：それについても計画的にしていく必要がある。

所有者にコンタクトがとれているようでよかった。

事務局：所有者からは売る場合について尋ねられており、その際に解除の手続きが必要であることは伝えてあります。詳細については後日また説明に伺う予定です。

会 長：続いて生垣助成について説明をお願いします。

事務局：生垣助成制度についてご説明いたします。

清瀬市では清瀬市みどりの環境をつくる条例に基づき、景観向上や防音、家事の延焼防止などを目的として、生け垣の設置に対する助成金を交付しております。

この制度は一定の要件を満たす生け垣を新たに造成する場合に、市内の住宅または事業所を対象として造成費の一部を助成するものです。金額といたしましては1メートル当たり、1万円を基準に上限10万円と定められております。

本制度について、この度清瀬市の補助金適正委員会から「こちらの助成制度については、本来の補助目的と効果が現行の補助金制度では達成できるものではない」ということで廃止の評価を受けてしまいました。

しかし、市としましては緑地の推薦、推進については進めていきたいと考えており、現行の生け垣助成制度の内容を見直し、民地における危険木の剪定費用等について補助対象を拡幅した状態で、新たな助成制度の創出を予定しております。

会 長：「今までは生け垣のみに対して助成していた。しかし、それだけでは効果がなく、むしろ使わなきゃいけないのは他にある」ということを理解した。

生垣に限らず。緑をふやすということが大切。みどりに対する助成制度はいろんな市でやっているものの、どこも明らかな成功を取めたという話はなく、試行錯誤している様子に見える。

会 長：その他に何かこの場で審議すべきことはありますか。

事務局：当初の議題については以上ですが、急遽追加で皆様にお示ししたい内容がございます。

こちら緑地環境保全区域、つまり民地の部分になります。

先日、当該地所有者の家で相続が発生いたしました。まだ正式に、市の方に届け出が出ていませんが、みどりの環境をつくる条例に基づきますと、緑地環境保全区域を解除する場合は、一旦市の方に申し出をいただきまして、審議会等に諮った上で、その決をとる必要がございます。

しかしながら現時点ではその申し出がないので、この議題には上げられない状態であります。けれども、今後そういった可能性があるので、事前にご周知をさせていただきました。

少し補足させていただければ、本件について初めて相談があったのが昨年暮れで、本日から約2日前に地権者相続人の方から改めて「結論でいうと売る方向でいきたい」ということは考えている様子でした。今回の審議会については既に資料を作ってしまったので、急遽これを追加する形になり、審議内容に追加いたしました。

委 員：市に「買ってほしい」と言ったのか。

事務局：それは言っていませんでした。みどりの環境をつくる条例では、市が基本的に買い取るように記載がございます。しかしながら、必ず買い取れるかっていうのは難しいところであるのが現状です。

公有地化を進めるにあたって優先順位が必要になるため、今後またこの審議会の方でもご審議願いたいと考えています。

公有地が進めるべきところではありますが、その優先順位を今後つけていかなければ、本当に保全すべきものを失うことになりかねないと懸念しています。

委 員：以前、ランク付けした資料を用意して、一つ検討した。あの時は現地を見て、それぞれA,B,Cの評価をつけた。その資料は残っているか

事務局：ありますが、作ったのが10年ほど前なので、改めて優先順位をつけるべきと思われます。

当時定めた評価をもとに考えると、今回の緑地は何を差し置いても買うべきというほどではありません。あえて言えば、議題5で挙げた旭ヶ丘の緑地の方がランクづけは上の方になっています。

ただ、必ず買うにしたとしても、例えば、3000 m<sup>2</sup>の土地を相続路線価で買うことを検討した時に、そのお金が直ちに用意できるのかは財源を担保できてないものに関してはなかなかすぐには難しいです。

会 長：路線価はどれぐらいか？

事務局：仮に15万と見たときに、3000 m<sup>2</sup>だと4億5000万です。

委 員：都の補助は？

事務局：補助金制度はありますが、必ずしも3分の1が入ってくるわけではなく、3分の1が上限になっています。

委 員：それなら公有地にしておいて、有事の際に手放せるようにしてはどうか。

事務局：市が公有地化したものを売却するということに対しての高いハードルが懸念されます。緑地として購入したもののなので制度上難しいです。

委 員：こういう公有地化は市だけで考えているのか。

事務局：市にお金がない場合は東京都に購入を働きかける選択肢も出てきます。ただ、東京都でも購入に優先順位をつけているとのことでした。要は、谷と谷の間のような場所とかそういう生物多様性が高い場所を優先順位としてあげているので、平場のありふれた林を買うのはなかなか今難しい様子でした。

仮に買ったとしても、維持管理をどうしていくのかという課題も当然出てきます。

先ほど話した旭が丘の緑地に関しても、地権者の方は「機会があれば売ってしまいたい」という意向もあるので、緑地に関する説明と、残すべき理由を伝えます。

目指す方向は審議会と同じ方向にできれば行きたいというふうに思っています

委 員：緑地保全は山林だと思うが、山林は相続発生時に、納税猶予がきかない。一方で、畑等の生産性が高いところは納税猶予があるため、農地は補填できる。山林に対する納税猶予は現行法では難しいため、そこがネックになっている。

これからはこういう緑地環境保全地域で必要性が高いところを民有地のまま維持していく場合は納税猶予がつくような制度を国に働きかけた方がいいかもしれない。

また、所有者が緑地保全の売却を検討した時に、「市が買うまで待つてほしい」と言っても、売却を検討している時は往々にして金銭が必要になっているため、多分売却する。

街路等の計画性を持った中で保全を最優先に考えた中でやっていく必要がある。

会 長：各市が音頭を取って東京都と連帯を組んで植生を守るという方向で考えないと現況は永久に好転しない。共同して国に強く訴えかけることが求められている。「緑を守る」ということは、つまり「守る方策を考える」ということと言える。そして、その中には納税猶予等の税のあり方が含まれている。

委 員：近隣の市と連携するということですね。例えばどこが挙げられるか

委 員：近隣の市全てが候補になる。例えば奥多摩の方で必要性が高い。

会 長：今日のまとめですが、一つは土地の協議に関する話ですね。

これに関しては、重要な緑地として指定をするということ、同時に公有地化を目指すという2点がキーワードになる。

それからもう一つ、公有地化した土地をどのように管理をしていくのかを考えなければいけない。そのための計画をきちんと作る必要がある。けやき通りも同様であり、今日挙げられた議題はほぼ共同性を持っていると思います。

どの項目も一朝一夕にできるものではない。

この審議会の一つ一つ、議論をしていきたいと思ひますし、そのためにも現地調査を行いたい。

委 員：自然を守る会の活動しかしたことがないが、市民の方はそれらの活動を知らない。「ただただ自然がある」といった感じ。市がアピールして周知してほしい。

会 長：確かにそういう情報提供も必要かもしれない。

みどりをどういう風に維持し、具体的に守っていくか。それを現場で見ながら議論していきましょう。

副会長：市民の皆さんにみどりの恩恵、さらに言えば生態系におけるサービスを我々が受けているんだっていう市民の皆さんに啓発したい。それについて当たり前のようで皆さん意識していない、やっぱり、だからみどりを守らなければいけないんだっていう。それを広く市民全般に啓発していかなければならない。

委 員：しばらく現地を見ていない委員もいる。一度見た方がいい。

会 長：ぜひ道東緑地は行きましょう。

昔、審議会の活動で道東緑地の伐採した場所での樹木の太さやササの成長量の測定を毎年続けてやっていた。

委 員：萌芽更新といえ、ナラ枯れが起きて古い樹が成長せず留まった場合は実施せざるをえなくなる。

事務局：現在、所沢市でもナラ枯れ被害が出ています。既に発生した場合は伐らざるをえない状況にあり、ひとまずは現在あるものの根絶をしている様

子です。

会 長：ナラ枯れは今後もっと広がる恐れがある。今年の 5 月から 6 月に成長し、続く 7 月から 8 月ぐらいに樹に入ってくる。そうすると水がなくなるので、夏の間枯れてしまう。傾向として大きな樹、太い樹につきやすい。

委 員：ナラは何年ぐらいの寿命なのか。10 年、百年と保つのか

会 長：基本的に短いものが多い。とはいえ、100 年ぐらいは保つ。ただ、ブナが 300 年、400 年と生い茂るのでそれと比べると短い。

委 員：木も植えるだけでなく、ある程度利用を考える必要がある。

委 員：薪や炭にするにはナラとかそういうのがいいかなって思う。

委 員：ナラやクヌギがそういうことに向いている。

委 員：だから、そこら辺の山林はそういうのが多い。

会 長：基本的には、10 年から 15 年で萌芽させ、それを 2 回ぐらい繰り返す。その繰り返しをやってきたら 30 年ぐらいになる。これはずっと手を加えてきた林であり、自然林ではない。だから、そういうことをベースにした管理が必要になる。

委 員：管理せず放置しているといろいろな木が生えてくる。

副会長：そこに生えたものを全部残すと無茶苦茶になるため、「この木は残す、あるいは残さない」という感じで間伐を行っている。ただ、市で管理作業をしているのは評価に値するが、その際に伐ったものを全部片づけていたのはもったいなく感じた。

委 員：伐採した樹がお金になるのが望ましい。例えばナラ材は家具に使われることが多いため、それを利用する会社があれば、そういうところに売却すればいい。ただ、会社で行う事業だと定期的に入ってこないと安定した仕事として成り立たないため、実現が容易くないのは理解できる。

事務局：この発生材売却について近隣市の緑関係の会議があったときに各市の担当者にお聞きしました。端的に言えば、「この樹を伐って発生した木材を使っていいから無料で切ってくれないか」と業者に相談したかを尋ねましたが、やはりどこもそういうのは無く、行政的にはなかなか難しい様子でした。

委 員：けやき通りについても、ある程立派な樹であれば、伐採代はもらえるか、もらえないかくらいにはなりそうに見えるがどうなのか。

事務局：それができれば経費も浮くので、その部分を他のところで使えないか検討したことはありますが、実現はしていません。ここ近隣 5 市で他に実施している自治体は無いので、今後やり方をどうするか考えていきます。

委 員：木材としての転用が難しいことは理解できた。それならば、もっと細々

としたもの、例えばナラ枯れ被害に遭った樹を伐採後に薪へ加工して虫が出てくる前に売ることにはできないか

事務局：被害があるので焼却処分しています。ナラ枯れ被害に対する伐採に対して、東京都の補助金を受けており、その交付条件として処分まで行う必要があります。

会 長：それでは本日の審議会は以上をもって締めたいと思います。最後に事務局から次回の審議会について案内をお願いします。

事務局：令和 5 年度の第 1 回目につきましては、5 月下旬を予定しています。また、次回は現地確認等も実施予定です。時間等の詳細は後日連絡しますので、その際は日程調整のほど、よろしくをお願いします。